

本部長指示事項に対する対応状況について

	指示事項	対応状況
1	<p>乳幼児健診未受診者等の再点検について</p> <p>○乳幼児健診や精密検査を未受診の子どものうち、日常的に子どもの状況を確認できない全ケースの安否確認を6月中に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象の子どもについて、全員の安否を確認済。 ●乳幼児健診診査マニュアルを改訂(昨年 11 月 13 日) <p>経過観察も含めた未受診者全員について原則目視により状況確認すると共に、課内会議により全数の情報共有と対応方針の検討を行うよう変更。未受診者については、系統的に把握、支援する仕組みを構築。</p>
2	<p>警察との確実な連携について</p> <p>○虐待対応の様々な場面において、警察と確実に連携するための取組について早急に警察と協議を行い、着実に取組を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待調査における連携方策や情報共有のあり方について、継続的に協議しており、現時点においても、現場対応の連携や情報共有については、着実に取り組んでいるところ。
3	<p>夜間・休日対応の検討について</p> <p>○夜間・休日の対応方法について早急に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●休日に加え平日夜間においても、職員が当番により緊急時の対応が行える体制を継続中。 ●昨年 10 月 1 日新設の児童相談所緊急対応担当部に新年度 8 名増員（係長 1、一般事務 7）とし、変則勤務を新年度早期から開始。また、夜間・休日対応の会計年度任用職員（7 名）を採用予定。 ●併せて、これを補完するものとして、新年度、児童家庭支援センター 1 か所に、深夜以外の時間帯について委託する予定。
4	<p>リスク再評価方法の徹底について</p> <p>○虐待通告のあった全てのケースに対し、組織的なリスク評価、確実な進捗管理の徹底に加え、状況の変化があった場合にリスクを再評価し、必要な関係機関との共有について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待通告については、全てにおいてリスクアセスメントシートを作成し、リスク（再）評価の徹底を図った。 ●48 時間ルール of 徹底を図るため、虐待通告の受理及び進捗状況を毎日確認し、警察への情報提供、立入調査の必要性等を検討し、確実な進捗管理を実施。 ●昨年 10 月 1 日付機構改革で「緊急対応担当部長」及び「緊急対応担当課長」を新設し、虐待通告の初期調査業務を担当する部門におけるマネジメント体制を整備し、虐待通告事案に対する組織的判断をより迅速かつ円滑に行っている。

	指示事項	対応状況
5	<p>児童相談体制及び第二児童相談所の早期検討について</p> <p>○第二児童相談所の早期設置の検討を含む、児童相談体制の強化を検討すること。</p>	<p>●検証報告書を踏まえ、令和2年度策定予定の第3次児童相談体制強化プランの検討の中で整理する。</p>
6	<p>区における母子保健・児童相談体制の強化</p> <p>○区保健センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、要保護児童対策地域協議会の事務局として地域連携の拠点となる「家庭児童相談室」の機能の強化を行うことにより、支援を必要とする子どもとその保護者、妊産婦への支援を充実させること。</p>	<p>●令和2年度から下記の体制強化を行う。</p> <p><子育て世代包括支援センターの機能強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区保健センターに母子保健相談員を配置し、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援体制を強化 ・保健センターの心理職員の体制を強化し、支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関との連携を図りながら適切な支援を行う <p><子ども家庭総合支援拠点の機能整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における相談支援体制や専門性の強化、要保護児童対策地域協議会（要対協）の機能強化を行う。 ・各区健康・子ども課長を児童相談所兼務とし、区と児相の連携強化を行う。
7	<p>母子保健及び児童相談システムにおけるデータ共有のあり方検討</p> <p>○母子保健及び児童相談におけるリスク情報を共有化し、見過ごしを起こさず的確なリスク判断を行うためのシステムやデータ共有のあり方について検討すること。</p>	<p>●母子保健情報システム【各区健康・子ども課（健やか推進係）が利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健におけるケース支援の進捗管理及び情報共有のため検索機能を追加し、活用のための職員研修を実施。 ・児童相談所とのリスク情報の共有を令和2年度から実施。 <p>●児童相談システム【児童相談所が利用（一部情報は各区健康・子ども課長、家庭児童相談室も閲覧のみ可）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家族情報の住所、電話番号検索機能の追加（昨年12月実装済）。 ・リスクアセスメント確認機能及び48時間ルールの進行管理機能を追加）。 <p>●家庭児童相談システム【児童相談所及び各区健康・子ども課長、家庭児童相談室職員が利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムを新規開発し、児童相談所と家庭児童相談室が相互にシステム内の情報の閲覧を可能とした（2月実装済）。 <p>●各システム間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健システムと児相のシステムを連携させてアセスメント情報を集約し、協働で支援方針を検討できるようにプロジェクトチームを設置して検討中。